

県立常盤高等学校特別講師取扱要綱

(目的)

第1条 看護師養成にかかる専門的知識技能を有する者を講師として委嘱し、生徒の学習に資する。

(委嘱)

第2条 教育委員会は、校長から推薦のあった者に特別講師として委嘱することが適当と認める場合、当該推薦のあった者を特別講師として委嘱する。

(役割等)

第3条 常盤高等学校看護専攻科において授業等を担当する。

(任期)

第4条 特別講師の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。

2 教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、任期終了前に、解任することができる。

3 校長は、特別講師に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、新たに人選することができる。

(守秘義務)

第5条 特別講師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。特別講師の職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第6条 特別講師に対する謝金は、授業1単位時間につき下記のとおりとする。

医師免許状所有者：4,760円

上記以外：3,600円

2 交通費は上記に加えて支給する。交通費の算出方法は非常勤講師の費用弁償の計算方法に準じる。

(その他)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。